

動というのは市民の生命と財産を守るために日夜ボランティアでご尽力いただいているわけでございますので、そのPRと、それから市民の防火意識、あわせてもっともっと市としても行政組合の方に任せるのとは別に、やはりきちっと周知徹底を図るように努力をしなければならないというふうに思います。以上です。

蒲生吉夫委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 6月定例議会の予算委員会における総括質疑を通告しております順にご質問申し上げたいと思います。

3点、通告の比較的小さいところまで書いてありますので、盛りだくさんのように見えますけども、中身はそんなに多くないわけですから、順次ご質問させていただきたいと思います。

最初に、市長にお尋ねいたしますが、どなたかの一般質問に保育計画素案から成案までのところで、9月にというようなことで答弁なさっていたと思うんですね。その素案の中には指定管理者制度という導入を最初は致芳児童センターでしたか、予定しているわけですね。指定管理者制度をさかのぼってきますと、いつ入るときに議会で条例を可決しなければならないかというふうになると、9月になるんですね、さかのぼってきますと9月になります。そのときに同時に保育計画を素案から成案にということでは、いかにも遅いのではないかと。私どもとしては議論する上で、その部分は先にやっぴり欲しいところなんですね。ただ、答弁の中では6月に入ったら保護者など、役員などと懇談会を持って意見を聴取したいということでありましたので、それにしてももっと早く出してもら

わないと議論のしようがないというふうに考えているんですけども、いかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

蒲生委員がご指摘のとおり、やはり9月でまとめるということをお申し上げしましたけども、ちょっと正確には9月の議会に提出するというところで、委員ご指摘のとおりその前に成案としてしっかりと関係する皆様のご同意をいただかなきゃいけないと思いますので、予定としてまず8月中に成案にしなければならないというふうに思います。

以前ご質問いただいたことで、3月定例会でございましてお答えした以降、5月の下旬に各児童センターにおいて地域保護者の代表者の皆様にお集まりいただきながら、「語る会」を開催させていただきました。その中で子育てを行っている地域の若い世代の人の意見を聞いて計画をまとめてほしいという意見が多くいただきましたので、6月の下旬、今月の下旬から7月上旬に保護者全体への説明会を予定しているところでございます。また、ことし3月に行いました保育に関するアンケート結果などを踏まえて、最終案を作成して7月下旬に児童センター運営委員会にお諮りして最終的に成案を8月にしていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そういう日程であれば了としたいと思えますね。それと8月の中でも早いうちに提出いただけるという日程のようでもありますので、というのは9月議会の協議会をするあたりではもう遅いんですね。そこではやっぱりだめだなと思いましたので、その答弁で了としたいと思えます。

福祉事務所長にお伺いいたします。私は地域の保護者に意見を聞くというのはとても大事なことだと思います。思いますが、9月の議会に

+

かけようとするのは今言ったように指定管理者制度に致芳児童センターを最初に入っていきますよということをまず言わなきゃいけないですよ。少なくとも致芳児童センターには言わなきゃいけないし、ほかのところにも予定しているところですね。計画でいくと西根だけを除けば、あとほかは素案では伊佐沢は統合とかって書いてありましたけれども、それ以外を除けば指定管理者制度に入っていくということだろう、そういう計画でいきたいという説明を多分するんだと思います。これから6月下旬から7月上旬にかけてするという部分ですね。

私は例えば父母が集まって話ししているときに、指定管理者制度とは何かという説明だけでも1時間以上しないと多分理解は得られないと思います。私も今回、これ質疑しなきゃいけないで改めて読んできました。この指定管理者制度に係る基本計画とガイドラインですね、この2つを改めて勉強してきました。そんなに簡単じゃないんです。

3月の議会でも私多分お話ししたと思うんですけども、行革委員会のこの会議録を見ていても、行革委員の人たちも2時間近くこの説明を受けているんですね。けども、指定管理者制度というものに対しての正確な理解は私は得られていないと思っております。その上で懇談会の中で正確な意見がとらえられるのかという疑問があります。

自分のとこで考えてみるとね、保育二人とも5年近く、5年近くというのは4年何カ月だから言うんですけども、二人とも保育受けているんですね。不満はいっぱいありましたよ。けどもなかなか言えないんですよ、言葉は悪いけれども人質です、子供は。だからなかなか言えないんです、文句は。最初にはなぞの保育園に行っていました。私は北工業団地に勤めていましたので、当時は7時半には預かってくれなかったんです、7時45分だったんですね。すると偶

然にそこに行くんだけど、そこでまれにですけども先生が来てないときがあるわけですね。北工業団地のところまでというのは、今と交通の状況が違って、とても野川橋のところが入んで8時10分の勤務に間に合わないというようなこともあって、だからやっぱりもっと早くから見てもらえないかというようなことがあったって、なかなか聞き入れてもらえない状況だったんですね。けども、そうやって言う人間はまだいい。けども、一般には言いにくくて正確な意見をとらえるのは難しいかなと。

逆に、子育て終わった世代に聞けば、あのときはこうだったと、こういうふうに逆に正確な言葉が私は得られそうな気がするんですね。というのは、今子供がいるだけのために児童センターや保育所があるのではなくて、その社会で25年とか30年で世代交代していくんですね。繰り返し使っていく施設ですから、本当はそういう意見を聴取する方が私はいいのかなというふうに思うんですけども、福祉事務所長はいかがでしょう。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 蒲生委員のご質問にお答えいたします。

現在、利用していらっしゃる保護者だけでなく、卒業された方の保護者さん方への説明会を開催したらどうかというようなご質問だと思いますが、今まで5月下旬から6月の説明会、語る会の方でもご意見等ございました。「今入っている、もう卒園を間近にしている保護者というよりも、これから入る保護者さんの方にも説明をしたらいかがですか」なんていうふうなご意見もありましたので、今おっしゃられました蒲生委員の卒業なされたご父兄の方、または新たにこれから入られるゼロ歳児、1歳児の方々へもご案内申し上げて、一緒に説明をできる場の設定も検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 続いてお聞かせ願いた
いと思いますが、指定管理者制度に致芳児童セ
ンターは最初に入っていこうとする素案だった
わけですが、私はあんまり指定管理者制度
に向いてないのではないかなと思うんですね。

指定管理者制度に一番いいのは何かといいま
すと、使用料をそこで徴収できるんですよ。
指定管理者制度を導入した場合に、児童センタ
ーは保育料でなくて使用料ですね、施設の使用
料というふうになると思います。ここはどうい
うふうにするつもりですか。私は指定管理者制
度が一番いいところというのは何かというと、
そこだと思うんですね。例えば文教の杜もそう
ですし、使用料を、入館料を集めるのを業務と
してあるんですね。公民館も同じです。公民館
は使用料は大してないですけども、そういうふ
うに集められるんですね。

そういうふうに思いますが、そうであれば例
えば児童センターの使用料を滞納があったなん
ていう心配を市はする必要もなくなるわけす
ね、そこまで指定管理者の方でやってもらうよ
うになれば。3月の議会で言うておりましたけ
ど、社会福祉協議会がそれを担っていくような
答弁でありましたので、どんなふうを考えてお
られるかをお聞かせいただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

使用料につきましては、委員おっしゃるとお
りに指定管理者制度を導入することによって取
ることができるというふうに思っております。
ただ、詳細につきましては今後細部にわたる仕
様書等も作成しなければなりませんので、その
中で検討してまいりたいと考えているところで
ございます。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 公募をしないで社会福
祉協議会とそういう話し合いの中でやっていく

というふうになると思いますけども、使用料を
社会福祉協議会に集めてくれって言ったら、こ
れは私は引くと思います。集まらない分のリス
クも負いますからね、民間の事業者というふう
になりますから。私はそういうふうを考えるの
と、もう一つはいろんな懇談会するとき「指
定管理者制度になったってそんなに大きく変わ
らないよ」というふうに福祉事務所としては地
域に説明するしか方法がないんだと思いますね。
けども、本当にそうかというふうに考えてい
けば、入所している父母の会と指定管理者を受
託した民間の事業者という関係なんですね。そ
こが今度は致芳児童センター、一番最初指定管
理者になったとすれば、福祉事務所の手から離
れるという意味ですよ。私はそういう感覚と
いうのをわかっていて指定管理者制度にするの
かなと思っていたんですけども。

はなぞの保育園は施設もろとも移管なんです
よね。ですから、この前、軒天修理するなんて
いうときに見に行きましたけれども、外側だけ
見てきました。確かに修理してました。けれど
も指定管理者制度に入るというのは、そこはも
う移管したのとまた別の形になるんですね。施
設の使用料ですから、保育料じゃないですから、
そこはやっぱり当然にして受託した側が集める
ようにしなければならないというふうに私は考
えるんですね。そういう関係まで含めてあれで
すか、9月までの間にそこを詰めていくとい
うことになるのでしょうか。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

9月までに徴収も含めて詳細に決めていくの
かというご質問でございますが、日程についま
しては先ほど市長が申し上げましたとおりに9
月定例会に児童センターの設置条例の一部の改
正、あと債務負担行為の補正予算とかいろいろ
ご提案する予定でございます、その前に選定
委員会等設定したりとか、詳細についても詰め

なければかけられないことをございますので、9月までには詳細について検討して決定してまいりたいというふうに考えております。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 正確に言うと、9月までにそこは詰める必要ないんですよ。しかし、既に3月の議会では「公募しないで社会福祉協議会にお願いしようと思ってる」というふうに言ってるから、私は「9月に必要になりますよ」というふうに言ってるんですね。実際は指定管理者にするかしないかということだけを9月に決めればいいわけで、実際契約するのは3月の議会になるんだと思いますね、途中経過いろいろたどらなきゃいけないわけですけども。どうもやっぱり非公募だというふうに言ってるんですから、9月前にやっぱりそこは決着つけてもらわないと私たちは困るわけですので、どうかその調整作業を頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

(2) 番目の子育て支援相談を各児童センターでも充実すべきという部分についてお聞かせ願いたいと思います。大変子育て支援センター、病院のところの敷地内でやっているのは好評なようです。生涯学習プラザの方にももう少し広いところを移すというふうにこの前協議会で説明がありました。それはそれでいいと思います。場所が変わっても行きたい方に行くという、行きたければ行くというふうに登録されてる人もいますしね。私が言ってるのは、各地区の児童センターで相談活動や、要するに子育ての支援をもう少し充実できないかということの質問です。

遊びと交流の広場と、こういうのを市の方で書いているんですね。児童センターの開放という括弧になっていますけども、豊田児童センターはフリーディー、致芳児童センターはチェリーキッズ、平野児童センターはプラタナス広場、西根児童センターは西根っ子広場、伊佐沢児童

センターは子育てサロンという格好ですね。この前、協議会でこの利用状況などの資料をいただきましたので、全体的にはわかります。しかし、20年度は4回ですね、一番上に書いてある致芳児童センターですか、6月13、7月18、9月19、10月10日の4回というふうになっていますね。時間的にもそう長くない午前の時間だというふうになっています。

私、地域の中で言われたのは、私、西根の地域の中ですね、これをもっと充実させてもらえば子育て支援センターって中央地区までわざわざ行く必要ないと。地域の中の子供たちと知り合いにもなれるし、祖父母が来る場合、祖父母たちも知り合いになれるという意味では、今言った5つの児童センターの開放という部分、ここは実質相談活動なんですね。場所を提供して、ここの部分、少なくとも毎週1回ぐらいやっていけばかなりの充実度になるかなというふうに思っています。ここは別に子育て支援センターと違って、現在いる保育士の中で週に1回、午前の1時間半もしくは2時間程度の時間をそういう相談活動に当てていくと、これは私も前から考えていたことで、これが大事なのかなというふうに思うんですね。

というのは、私らが子育てする時代というのは150人の定数の中で3歳のときに入れなくて足切りがあった時代ですね。それは保育の数をこなさなきゃいけない時代だったと思います。しかし、今はそうでなくてやっぱり質を高めていくという時代に来ているんでないかという意味では、その相談活動なんかもとても大事なことだなというふうに思うんですけども、こんなことに対して福祉事務所長のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 委員おっしゃるとおり、長井病院に設置しております子育て支援センターには、母親と子供さんだけでなく、おば

あちゃんとおじいちゃんのお子さんというふうな来所者もかなりふえておる状況でございます。そのような状況から、私も中央地区にあるだけではなくて、各地区にそのような常日ごろ子育てに悩んだり不安を持つ親の悩みの解消とか交流の場の設置というふうなことで、児童センターの方にも交流の場を開催するべきだというふうなことで、同感でございます。以上でございます。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 ぜひ週に1回ぐらいのペースで実施していけるようなことをやっていただきたいなというふうに思いますが、どうですか。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 失礼しました。ただいま週1回というふうなことのご要望でしたけれども、それにつきましては職員の体制と、あと園の行事等もございますので、すぐに週1回というふうな体制はちょっとことしじゅうにはできかねますけれども、なるべく前向きに回数等ふやして、来年度につきましてはそれに近い形で対応させていただくように検討してまいりたいと思いますので、その辺追加させて発言させていただきます。以上でございます。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そのとおりで結構だと思いますが、各地区にある児童センターの間取り図をずっと見たんですね。すると学童に使っていたりなんかする部分もちろんあります。あと何とか準備室なんていうところをつくっているところもあります。そこはクラスが減っているからあいている部屋なんですね。学童クラブは3時半、4時あたりからなわけで、こういう事業をすれば午前中だと思いますね、やっぱり午前中の1時間半とか2時間ぐらいがいいのかなというふうに思いますが、ぜひ実現の方向に向けていただきたいなというふう

に思います。

2番目の保育料納入保証書連帯保証人の件についてということでお伺いたします。これは私のところに直接相談された方がおまして、連帯保証人はちょっと見つからないと。なぜ見つからないかという理由の中に、この地域で生まれてないんですよ、だんなさんの方が生まれてないですね。県外から来た人で、もう既にそっちは両親が亡くなっていると。今度嫁さんの方と一緒に住んでいるんだけど、そっちの方がばあちゃんがいるけども、同居の家族では保証人にはなれないというような条件ですね。だったら市外の人だれかいないかと聞いたら、いと。そこに連帯保証人になるには納税証明書が必要だというふうに言われたというんですね。それに加えて議会で決定したことだからと、こういうふうにも言われた、3月の末の話ですよ。

私は4月の何日かになってからその相談受けたんですけども、そんなことあったかなと思っているんですけども、少なくとも市外の人連帯保証人であれば納税証明書をつけるなんていうことをやっているところ、私はちょっと考えられないですね。条例にももちろん書いてなかったんですけども、いつそういうふうに決めてこういうふうに納税証明書などをつけなければならぬようにしたんですか。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

納税証明書の件でございますけれども、20年の1月から5月にかけて保育料等の未納が大変高くなっているというふうなことで問題視をしまして、子育て支援係で窓口の交付や保証人の義務化とか口座振替の義務化などを検討したところでございます。その中で、6月に入りまして長井市児童センターの設置条例規則の改正ということで、6月に公布させていただいたというふうな経過でございます。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 私も納税証明書を出してくれて言われたら、少なくとも保証人にはならないですね。もちろん滞納しているわけじゃないですよ、滞納する方法がないですからないですけども、うんと滞納、未納者がふえているという状況に対応するには、ちょっと対応の仕方が違うんでないかなというふうに思いますね。その人は認可のベビーホームにずっといた人ですから、ずっと未納はしてこなかった人なんです。夫婦ともに勤務していて所得もそう少ない方ではありません。保育料も一番高い方に属するような方ですね。しかし、やっぱり今の時代、印鑑を押して保証人になるというのはそう簡単なことじゃないですよ。

この発想の仕方が考えられるのはね、長井市内で生まれて、長井市内で育って、長井市内で仕事をしていて、長井市内で子育てをしている、これだとできます。しかし、自分とこの子供が一人は市外、一人は県外にいます。何かあるたびに保証人になってくれてよく私のところに来ます。アパートに入居するって保証人になってくれと。私は息子だからなります。車買うというときにローンを組むからって、これも保証人になってくれと、これもなります。しかし、例えばそこに子供ができて、県外の孫ができたときに、私がいるうちはなりますよ。しかし、例えば私がいなくてどうするだろうかというふうに考えますよね。ここはもっと緩くする必要が私はあると思いますね。

例えば、二人できちんと勤めていて、所得は確認しますってなっているんですよ。保育納入保証書と申込書の中に納税状況や収入状況を職権で確認するぞというふうに言ってるわけですから、どの程度のものがあるかというのは十分にわかるんですよ。それは悪いなんて言わないです。しかし、例えばそうやってきちっと就労してるぞという証明程度があれば私はやっぱり十分なんでないかなというふうに思います

ね。都合があって別居している人は保証人になれるけども、同居して親だとか祖父母と同居していれば保証人になれないという、これもまた随分矛盾した話になるのではないかなというふうに思うんですね。もうちょっとやっぱりハードルを下げた方がいいのではないかなというふうに思うんですね。

もちろん滞納対策はしっかりしなきゃいけないと思います。それはやり方がやっぱり違うような気がするんですね。市長はこの前、私の答弁にも「移住政策を進める」と、ほかからも含めて、そういうことを考えるんであったらここはやっぱりもうちょっとハードルを下げていく必要があるのではないかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

児童センター使用料の納入保証書の提出につきましては、保育料の未納額が年々増加してきております。新たな未納の発生予防対策と利用者の公平な負担の見地から、昨年の6月に規則で定めたとおろでございます。現段階では納税証明書の添付は規則に基づいて行っていることから、市外在住の保証人をお願いする方には、ご負担でしょうが、ご理解いただきご協力願わなければというふうなことで考えているところです。

なお、16年から20年度の収納の状況を見てみますと、保育料に関しては16年度98.46%でしたものが、20年度は96.70、児童センター使用料は98.84だったものが年々低下してきてまして97.09、学童クラブも99.45から94.77というふうなことで、特に児童センター使用料が低下してきているという状況でございます。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 相変わらず納税証明書が要らないようにするとは答えてないわけですけども、もうちょっと聞きます。これまでも連

帯保証人というのは必要だったんですね。保証人が保育料を納めたという例がこれまでありますか、どれくらいありますか。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 そのような例は聞いておりません。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 保育料納入のところの連帯保証人、例え連帯保証人として名前を連ねても払った例がないんじゃないですかね。もうちょっと突っ込んでいきたいと思えますよ。まだやっぱり納税証明書が必要だというふうになるからですけども。児童センターやなんかに、そこは今度は保育園じゃないですからね。遊びの場所を提供するようなスタイルだからですけど、使用料なんですね。児童センターの方もこういう扱いにしているんですか。児童センターに入所する人も市内でない場合には、市外のひとだと納税証明書もつけると、こういうふうに言っているんですか。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 そのとおりでございます。ことしでございますが、2名の方にいただいているところでございます。

済みません、いろいろ市外の方につきましては核家族で市内に親族とか知人がいない方については大変厳しい状況だということも委員のお話からうかがえることがありますので、この件につきましては柔軟な対応が必要と感じております。それですので、納税証明書の添付については規則改正も視野に入れて検討させていただきたいというふうに思います。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 ぜひ改正していく必要があると思えますね。条例じゃないですから当局の考えていることで委員会に説明ぐらいすれば変えられるわけですから、この件についてもうちよっと言いますけども、例えば児童センタ

ーで使用料を滞納したとする場合に、使用料ですからね、これは法的に連帯保証人からその分を取るといえることができるかどうかと。使用料ですからね。こういう規則つくるときに多分そこまで検討したんだと思いますけども、法的にできると考えるか、私は難しいんでないかというふうに感じているんですけども、どうでしょうか。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 使用料につきましては、地方自治法によりましてできるというふうなことで。

○17番 蒲生吉夫委員 地方自治法第何条か。

○船山祐子福祉事務所長 ちょっと済みません。

○蒲生光男委員長 暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午前11時51分 再開

+

○蒲生光男委員長 休憩前に復し、会議を再開します。

蒲生吉夫委員の質問に答えてください。

船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

児童センターの使用料につきまして、地方自治法では滞納処分はできませんけれども、民法上では私的契約に当たりまして、連帯保証人の場合はできるというふうなことでございます。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 民法の第何条を見ましたか、またその周辺に判例があったらいつの何年の判例を見てできるというふうに答えたのか、お聞かせください。

○蒲生光男委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 休憩させていただきまして準備してまいります。

○蒲生光男委員長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○蒲生光男委員長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開します。

なお、大沼 久委員から早退させてほしい旨の申し出があり許可いたしました。

また、新野 潔副市長から、葬儀出席のため午後の会議を欠席させてほしい旨の申し出があり、許可をいたしましたのでご報告いたします。

それでは、蒲生吉夫委員の総括質疑を続行いたします。

船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

蒲生委員の民法の第何条にあるのか、判例はあるのかについてお答えいたします。

民法第446条、保証人の責任によってというふうなことで、保証人は主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行する責任を負うというふうなことでございます。あと、第454条でございますが、連帯保証の場合のということで、その2つでございます。判例はなかなか探せませんでしたので、今調査中でございます。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 私も藤原議員が調べてたんで見せてもらったんですけども、判例は見つからないと思います、多分ないと思います。税金じゃないですから、使用料ですから。でも、あるとしても差し押さえまでの覚悟がなければこれはできない仕事ですね。その意味ではちょっと行き過ぎた規則かなというふうに思います。「議会で決まったからこういう保証人が要る」

なんて、これぜひ言ってもらわないでいただきたいですね。私ら条例は決めたんですけども、その規則の部分については決定はしてませんので、当局の方が執行上必要だと思って設定した部分ですね。ただ、この部分については、後の項もありますので、ちょっと今の質疑聞いていて市長通告してませんが、どんなふうにか考えるのか答えもらえればありがたいなと思いますけども、いかがですか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 児童センターの使用料が残念ながら滞納されている方が年々ふえてしまっているという状況で、それを何とか100%するには丁寧をお願いしていくしかないとは思いますが、ただこの使用料というのが長くても3年でございますので、それを過ぎてしまおうとなかなかしょうだできないということから、現場の方でいろいろ検討して規則の改正ということを行ったというふうに理解しております。それについてはもちろん私も了として認めたわけでございます。

ただ、今までは連帯保証人ということで同一世帯でもよしとしていたところを、同一生計以外の人ということで市内の方にはお願いしたと。それも市内に求められない場合は市外の方の納税証明ということをお願いしたわけでございますけども、蒲生委員の方からなかなか悪意を持たないで一生懸命やろうとしたんですがなかなか見つけられなかったということから、やっぱり全般的に見直しをする必要があるのだなということを感じましたので、これについては改正も含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 ぜひそのようなことで、市民が使いやすい、新しく住むようになった人も含めてやっぱり使いやすいようなことが必要

かなというふうに思います。時間が押してきて、3項目に入りたいと思います。

第三セクターJANの経営をすべて民間に任せられた方が今後においてはよいのではないかということについてご質問を申し上げたいと思います。ここの1番目に、市としては債務保証が終わった時点が最良と考えるが、累積の赤字など状況はどうなっているのかということで通告しておりますが、議会事務局長の方から「債務保証ではなくって損失補償だぞ」というふうに前もって指摘いただいておりますので、市の方でしたのは損失補償ということなので、そこを訂正いただきたいというふうに思いますが、改めてそういうふうに指摘いただいで、債務保証と損失補償という件について勉強する時間がとれたんですね。これは随分おもしろいことを書いてあるなと思っていたんですけど、ちょっとここだけ読んでみたいと思うんですね。

「特に第三セクターへの損失補償において問題視される。第三セクターなどにおいては損失補償をつけることにより実質的な債務保証として地方公共団体の高い信用力を背景に、必要な資金を金融機関などから調達できる」と、こういうふうになっているんですね。続いて、「地方公共団体にとっても第三セクターに対して出資金や貸付金、補助金の支出といった形で財政支出を行おうとすれば、歳出規模の拡大につながり、また機動的に供給することは難しいため損失補償を用いてきた事例がある」というふうになっているんですね。

行政の方として、どちらかという都合よくこの損失補償というのを使ってきたという経過があるんだと思います。地場産業振興センターもやっぱり損失補償という部分が結構な額を占めているんですね。実質的な債務保証なんだぞと、1対1で部分的なものではなくって、ここが債務保証は民法で規定されている部分は債務保証というふうに読んで、損失補償の場合には二

者間の合意によって成立するもんだから、こっちは手軽といえば手軽ですよ。公的な機関としてはやっぱりこういうふうな段取りするのかなと思って、勉強させていただきました。

企画調整課長にお伺いいたしますけれども、これまでにJANが借り受けた金額に対する損失補償という格好でしてきたわけですけども、何年か前に1回議会で否決になって、翌年になって1月の議会で金額も下げて性質も変えて損失補償という格好で、議会的にはぎりぎりでも可決したんだと思いますね。そこから去年までに多分その返済あたり、JANが借り受けた返済終わったというふうに思いますが、その借りた金額、名目は何で何年というようなことで、おさらいする意味で簡単にご報告をお願いします。

○蒲生光男委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 蒲生吉夫委員のご質問にお答え申し上げます。

委員ご質問のとおり、市の損失補償については平成10年の1月の臨時の議会かと思えます。その際に設備資金を5,000万円、運転資金8,000万円ということで、計1億3,000万円の債務負担の行為を設定させていただいております。この期間ですが、設備資金については平成9年度、平成10年になってからの借り入れですが、それから平成20年度までの借り入れ期間について損失補償をしていただいております。資金としては、インターネット・プロバイダー事業に参入する際の設備の資金でございます。

先ほど申し上げましたとおり、借り入れが平成10年の2月、返済を1年据え置きで平成11年から年額500万円ずつ返済し、平成20年度で完済しております。

もう一つの運転資金についてですが、こちらについては平成9年度から平成14年度まで債務負担の行為を一たん設定させていただいております。これも同じく平成10年2月に借り入れを行いました。このとき5,000万円借り入れてお

+

ります。こちらも1年据え置きで平成11年から返済を始めまして、年間500万円を平成14年度まで4年間で2,000万円返済しております。

その平成14年ですが、5,000万円のうち返済した2,000万円を引いた3,000万円について再度債務負担行為を設定させていただいております。この平成14年度末の残高3,000万円については、平成15年度から20年度まで債務負担行為を設定させていただいて、これも年額500万円ずつ返済して、20年度3月に完済をしているところでございます。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 かなり順調に返済してきたんだと思いますね、年間1,000万円ずつ返済してきているわけですから。ただ、この事業、インターネット・プロバイダー事業に入る前のファクス送信事業なんてしてたんですね。その部分が大きく赤字として膨らんできていて、それが累積としてずっと引きずってきているんだと思いますね。そういう部分の民間の会社ですから詳細に報告はできないのかもしれませんが、どの程度累積の赤字となっているのかどうかお聞かせください。

○蒲生光男委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 累積の赤字ということですが、こちら日本・アルカディア・ネットワーク株式会社（JAN）の決算株主総会が6月25日に予定されております。この前段で5月27日に決算取締役会がございまして、その際の資料から答弁を申し上げたいというふうに思います。

累積の赤字、第16期、平成21年3月31日現在の決算報告によりますと9,692万2,563円の累積となっております。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 損失補償が終わってもやっぱりこの部分があるというのは結構重いですよね、経営的には。第三セクターで長井

市が全体の株の中の50.4%を占めているんですね。50.4%にしなければならなかったのは、そのプロバイダー事業に入るときに損失補償をしていく、その信頼度を高めていくために必要だったんだと思いますね、たしかそういうふうに記憶しているんですけども、いずれここは第三セクターでなくて、きちっとした民間に私はやっぱりなってほしいと思っているんですね。

というのは、今、副市長退席をしているからですけども、会長ですよ、副市長が会長。市長は株主ですね、50.4%の株主の方になっているんですね、市長が。それと市の仕事をもともと消化していくためにつくった組織だと思いません、この組織はね。かつそのほかの民間の仕事も受けられるようにという形でつくってきたんだと思います。だから当時市長が社長に就任していた時期もあるんですよ。竹田廣次さんが社長だったのをやめた後、平恒夫さんが就任したことあったかな、前に質問したときの資料で私持っているんですけども、そんなことがあって市の仕事をJANに、例えば何かをつくるのをお願いするだとかというのは、もともと株主ですから、そこをお願いするのは当たり前だと思って私らは来たんですよ。

ところが、2年前に事件があったんですね、便宜供与をしたと贈収賄事件として立件されている部分ですけども、その部分についてずっと最初から時系列的に私まとめてきたんです。2007年の5月18日ですけど、逮捕された日からですね2009年の6月3日までのところをずっと私のわかる範囲で拾ってきたんです。だけども、この中身を私も何回か傍聴に行ったんですけども、要するに市の仕事を継続的にとるために要求されてパソコンとソフト2点をやったという、こういう事件です。

今回のこういう問題が発生しようとするのは、随意契約でどうして悪いのかという部分があるんだと思いますね。例えば、LANの工事をす

るときに、ちょっと数字見つかりませんが4,200万円ぐらいの委託料を払っているんですね。けども、「その情報も先に入ったんでないか」とかいうふうに裁判の中ではあるんです。けども、予算組んだ状況なんていうのは副市長ももちろん当時は助役だったと思いますけども、重々わかるんですよ。両方とも代表権を持っているみたいところで仕事しておった、極めて大変なところだなというふうに思うんです。

そこで、私は損失補償してたりするときにやっぱり大変だと思います。ここから市の50.4%もある株をどうにかしろと言われても大変だったんだと思います。それが20年度終わったというわけですから、例えば大幅に減資をするだとかね、またはもともとこの株は当初は8,000万円ぐらいあったわけけども、赤字になってくるにつれてここは金額そのものは小さくなってくるわけですね。安くお買い求めいただくとかね、JANの方の現在の役員でもいいし、そのほかでもいいし、そういう形にして市の三役とJANの会長といえど役員的には三役ですね、その部分を解消していかないとぐあい悪いんじゃないかというふうに思うんです。それは今回のタイミングでいいのではないかなというふうに思っているんですね。

ちょっと長く言っているのは、あと私の持ち時間さほどないみたいなのでまとめて質問してるんですけども、市長の方から今の考え方についてお聞かせいただければありがたいと思います。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員の方からは、要は民間に任せた方がいいんじゃないかというような質問の趣旨だと理解してよろしいですか。これにつきましては、まず債務超過の状況であると。先ほど申し上げましたけど9,700万円近いいわゆる累積赤字があると。そうしますと、資産よ

り負債の総額の方が多いわけでありますので、これを民間の企業に売却する、この会社を買ってくれといった場合は、どこも引き受ける会社がないというふうに理解しております。

実際蒲生委員からありましたように、2年前の事件の際にそういったいろんな意見などもありましたので、二、三当たってみたり、あるいは金融機関を通じて打診もしたこともございます。しかし、どこもまずゼロで、「ただであげるからどうぞ」と言っても引き受けてくださるところがないという状況でございますし、また株の60%は県と長井市が第一筆頭株主でございますけども、県あるいは3市5町、自治体でございますので額面の株が要は全く価値を持たない紙切れになるわけですから、そういった状況で長井市が責任を放棄するということはやはり許されないのではないかというふうに思っております。

また一方で、会社そのものはそういった累積赤字の部分だけを別にいたしますと、着実に額は少ないんですけども、黒字経営を続けております。そんなことからもう少し状況を見て債務超過の部分がなくなった時点でまた判断すべきだろうと思います。

一方で、JANの意義というのは、都市と地方の情報格差をなくすということで、その使命を終わったというふうに考えるか、あるいはまだ長井市としてやるべき、やってもらうべき事業、課題が残っているというふうに見るかですけども、私は今回議会の方でインターネットでこの中継をJANを通じて行っていただいておりますが、市役所としてはこの間の一般質問でも答えましたけども、我妻委員の質問に答えましたが、やはりインターネットテレビ等々を通じて行政の情報なり地域情報を市内含めた西置賜、白鷹、飯豊などにも呼びかけまして、ぜひもっと市民の皆様、住民の皆様知っていただくようなことが必要なんではないかと、東南置

+

賜でやっているケーブルテレビでございますけれども、それが西置賜の場合はないわけでありますので、このJANの役割というのはそこまで本来考えていかなければならないと。その可能性もあるというふうに思いますので、もう少し時間を置いて検討していくべきだというふうに考えております。

○蒲生光男委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 考え方としてはよくわかりましたが、同じようにやっぱり心配が出てくるんですね。今ここに取付けた管理運営をJANの方をお願いをしているわけでしょ。それは随意契約なんですよ。だけでも、私らはそれは当たり前だと思っているんですよ。そんなことは当たり前と、JANにやってもらうのが一番いいでしょうと。だけど例えば別の事業、今、市長が言われたようなことをやるとしますね。すると金額ももっと大きくなるんだと思いますね。その場合になぜ随意契約なんだと、随意契約した場合ですよ、それがまた同じように出てくるんだと思いますね。

JANにしてもらいたいという、当然そうだと思います、市がそれぐらいの株式を保有していて、さっき言ったように損失補償といいながら、債務保証、丸抱えしてると同じですよ、理屈は。地場産なんかそうですから、商工担当してるね。その意味では、ただでも引き取ってくれないというのはまた大変だけでも、今の役員になっている人たちがただなら引き受けるぐらいのね、おれたちの力でここをきちっとやっぱり挽回するぞというぐらいの意気込みはやっぱり持ってもらった方が私はいいと思いますけどね。株式を放棄すればいいわけですね、県と市と、あと公的ところが。そういうふうに考えますけど、どうでしょうかね。

○蒲生光男委員長 蒲生吉夫委員の持ち時間が来ておりますので、答弁を簡略にお願いいたします。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 随意契約でございますけれども、確かに2年前の事件については、その辺もご指摘はいただいておりますが、ただそういうケースはたくさんあるんじゃないかと。ですから、どこをもってJANと長井市で随意契約するのが悪かったのかということについてはもっともっと検証しなきゃいけないと。例えば、ご承知の置広などはけたが違う随意契約やっているわけですよ、億の随意契約をやっているんですね。そこと、じゃあ今回のJANはどうなんだと。あるいは米沢ですとデータシステム米沢(DSY)ですか、あそこなんか米沢の三セクですよ。それが米沢市のいわゆる電算業務を行っていただいているわけなんですけれども、やはり私は一方的な見方だけではないだろうというふうに思っておりますので、そここのところを踏まえながら検討しなければならないと思っています。

大道寺 信委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 次に、順位3番、議席番号4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 予算総括質疑で通告してあります2点について質問させていただきません。なるべく早く終わった方が皆さん喜んでもらえると思いますので、なるべく短い時間でやりたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、第1点目につきましては、人口復活大作戦についてというふうになっておりますが、これは正式に言うところ「3万人都市復活大作戦」というんでしょうか、市長がそういうふう命名されているんだと思いますけれども、それについて質問させていただきます。